

土庄町公告第18号

公募型プロポーザル方式による手続きを行うため、次のとおり公告する。

令和7年7月1日

土庄町長 岡 野 能 之

土庄町農業インターンシップ事業支援業務委託提案公募要領

1. 事業概要

- (1) 事業名：土庄町農業インターンシップ
- (2) 実施期間：令和7年7月1日～令和8年3月31日
- (3) 内容：年2回、各回10日間程度の農業インターンシップを企画・運営・実施
 予定：前期 令和7年11月7日～14日 8～10名
 後期 令和8年2月16日～23日 8～10名

2. 事業目的

土庄町は、島嶼地域かつ中山間地域であり、農業情勢が厳しい状況に直面している。生産コストの高騰や農産物価格の低迷により、他産業との所得格差が拡大し、兼業化や高齢化が進む中で労働力の質と量が低下しているほか、農地の流動化が停滞し、後継者不足や生産基盤の遅れが影響し、遊休農地が増加しているため、農業生産は伸び悩んでいる。

このような課題に対処するため、土庄町では地域農業を支える多様な担い手の確保・育成や耕作放棄地の減少、就農者の経営安定化を重点課題としており、新たに創設を検討している農業インターンシップ制度は、地域外から特に関心や能力の高い若者を受け入れ、農作業を通じて農業の重要性や楽しさを理解させることで将来的な就農希望者の増加を期待している。

さらに、この制度は既存の農業者が抱える「農繁期における人手確保」の問題にも寄与し、農業現場での労働力不足の解消や生産性向上にもつながると考えている。インターン生との交流を通じて新たな視点やアイデアが生まれることで、農業者の経営安定化を期待するとともに、最終的には、ポテンシャルの高い若者層との関係人口を増やすことで、新規就農者の確保や移住定住の促進にも寄与することを期待している。

3. 委託業務概要

土庄町では、農林水産課や地域おこし協力隊、中間運営支援組織等の連携体制での農業イ

ンターンシップ制度の導入・実施を検討している。これにあたり、委託業務として地域外からの参加者と地域内実施体制を繋ぐ『中間支援組織』を応募する。

また、このプログラムでは、町内農家とインターン生が負担なく運営できる体制を整え、参加学生と農家の関係性を深めながら、地域での学びを通じた自己成長の機会を提供するため、域外のポテンシャルの高い学生を対象として応募から決定、参加者への事業目的の落とし込みと事業達成のための参加モチベーション向上、現地でのプログラム完遂のための運営管理と農家との調整機能、事業を継続するための課題抽出と改善策提案など、中間支援の立場からの持続可能な事業運営を関係組織と一緒に実施していくことができる『中間支援組織』の存在が不可欠と考えている。

さらに、地域外からの参加者との関与を高めることで、移住促進や新規就農につなげることを目指し、初年度は課題検証を行うことで、長期的な事業化を計画している。

4. 委託業務における求める内容

(1) 農業インターン内容、カリキュラム案の設計

予定している受入農家は次のとおり

A 者	ブドウ栽培・加工品製造
B 者	柑橘類栽培・加工販売
C 者	トマト栽培
D 者	野菜栽培
E 者	柑橘類栽培・キウイ栽培
F 者	イチゴ栽培

(2) 学生の募集～選考、当該事業の広報活動

(3) 学生に対するオリエンテーションおよびアフターフォロー

(4) 農家との調整、マッチング支援

受入農家は町が確保する。

受託者は、学生と受入農家間とのスケジュール調整を行う。

(5) 現地実施時の参加者管理、生活支援（住環境・食事）サポート

宿泊施設は町施設（夢すび館）を使用し、使用料は委託料に含む。

町施設が使用できない場合もしくは企画内容により別の宿泊施設を手配する場合は、受託者において手配し、経費については、町と協議を行うものとする。

また、事業実施中の保険料は委託料に含む。

(6) 町職員、地域おこし協力隊との各種調整業務

- (7) 参加学生や受入農家へのアンケートを踏まえた報告書作成と事業評価
- (8) その他、委託者が必要とする書類の作成

5. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

6. 委託料（上限額）

- 1, 816千円（消費税及び地方消費税を含まない。）を上限とする。

7. 応募資格

次の全てを満たす法人とします。

- (1) 国又は地方公共団体との間で過去に当該事業と同種または類似の委託業務を実施した実績があること
- (2) 地域との連携体制を構築し、継続的な事業実施が可能であること
- (3) 事業の趣旨や仕様条件等を十分に理解し、町と良好な関係を構築できること
- (4) 土庄町内または近隣での業務遂行が可能であること
- (5) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）又は地方税に未納がないこと
- (6) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人等の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人等の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

8. 選定スケジュール

内 容	日 時
本提案公募の公表	令和 7 年 7 月 1 日（火）
提案公募に関する質問受付期間	令和 7 年 7 月 1 日（火）～7 月 4 日（金）正午まで
質問に対する回答の公表日	令和 7 年 7 月 8 日（火）～7 月 11 日（金） 土庄町HPにて公開
企画提案書等の提出期間	令和 7 年 7 月 1 日（火）～7 月 15 日（火）午後 5 時まで
提案内容審査・ヒアリング	令和 7 年 7 月 28 日（月）予定
事業者の決定及び選定結果の通知	令和 7 年 7 月 30 日（水）予定
契約締結	令和 7 年 8 月 1 日（金）予定

※選定スケジュールについては、変更となる場合があります。

9. 質問の受付

（1）受付期間

令和 7 年 7 月 1 日（火） から 令和 7 年 7 月 4 日（金） 正午まで

（2）提出方法

質問事項を記入のうえ、FAX 及び電子メールにて添付して提出してください。

口頭及び電話での質問はお受けできません。

※質問内容によっては回答までに時間がかかる場合があります。

※質問及び回答は土庄町ホームページに掲載いたします。

（3）提出先

土庄町農林水産課

FAX：0879 - 62 - 2400

Mail：nousui@town.tonosho.lg.jp

10. 企画提案書及び必要書類の提出

（1）提出方法

以下の必要書類を郵送もしくは持参にて提出

各書類ともに 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

- ・ 事業実施提案書（任意様式）
- ・ 見積書（任意様式）
- ・ 実施体制図・担当者一覧
- ・ 会社概要（定款・登記簿等）
- ・ 過去の実績資料
- ・ 直近２期の決算報告書
- ・ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）並びに地方税の滞納がないことを証明する書類 ※納税証明書、完納証明書等

（２） 提出期限

令和７年７月１５日（火） 午後５時必着

（３） 提出場所

〒７６１－４１９２

香川県小豆郡土庄町淵崎甲１４００－２

土庄町農林水産課

（４） その他

- ・ 企画提案は、１者につき１提案に限り、複数の提案があった場合には当該提案者の企画提案をすべて失格とする。（提出後はいかなる理由があっても再提出は認めない。）
- ・ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ・ 企画内容は、提案者が確実に実施できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

11. 提案内容審査・ヒアリング

（１） 審査方法

応募の適格性について一次審査（資格審査）を実施後、二次審査は審査基準に基づき、審査委員会においてヒアリング（提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答）を行い、優先交渉権者を選定します。

ア 実施日：令和７年７月２８日（月）予定

時間帯等については、企画提案者に後日通知します。

イ 方法：プレゼンテーション及びヒアリングをオンラインにより実施します。

ウ 時間配分：プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分

エ その他：参加者が１者の場合においても審査を実施する。

審査順序は、提案書の受付順とする。

企画提案書及び必要書類の提出に定める書類を提出した後における追加資料の提出は認めない。

(2) 審査基準

事業実施提案書等の審査における選定基準は、以下のとおりとする。

なお、提案公募参加者が1者のみであっても、評価対象とする。

審査項目		審査内容	配点
大項目	小項目		
1 業務の実施体制	業務方針	・ 業務目的や委託業務内容を理解しているか	5
	運営体制	・ 運営スタッフの配置や業務管理の体制が適切か ・ 業務担当者が業務に必要な知識や資格等を有しているか	10
	業務実績	・ 過去に同種又は類似の委託業務を実施し、事業の進め方について具体的な提案がなされているか	10
2 業務内容	インターン生に係る情報の収集	・ 関係機関や人材との豊富なネットワークを有しているか ・ 効果的な手法等を用いて、インターンシップを希望する人材を多く集めることができるか	15
	インターン受入農家へのサポート	・ 支援を円滑に実施するためのノウハウや実績が十分であるか ・ 支援がインターンシップ受入の経験がない農家でも安心して取り組めるような支援内容であるか	15
	インターン受入農家とインターン生とのマッチング	・ マッチングを円滑に実施するためのノウハウや実績が十分であるか ・ 双方の要望に応じて臨機応変に対応、調整することができるか	15
	インターン生の受入準備中、受入中及び終了後に関するサポート	・ 支援を円滑に実施するためのノウハウや実績が十分であるか ・ 双方の要望に応じて臨機応変に対応、調整することができるか	15
3 独自性	提案の独自性	・ より良い事業にするため、自社の強みを生かした独自の工夫がされているか	10

4 経済性	費用対効果	・ 業務内容に対して必要な経費が適切に見積もられ、事業内容や効果等から見て適切な範囲内であるとともに、町の予算の範囲内であるか	5
合 計			100

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者に電子メールで通知します。

なお、選定されなかった応募者の情報は、応募者の許可なく公表することはありません。

12. 契約

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約保証金

要する。(ただし、土庄町契約規則第23条各号に該当する場合は、免除する。)

(3) 支払条件

完了払いとし、本業務の完了検査合格後、適正な請求を受けた日から30日以内に支払う。

13. その他留意事項

- (1) 優先交渉権者と町は仕様書及び提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により委託契約を締結する。

なお、合意に達しない場合は、評価点の高い者から順次協議を行い、合意に達した時はその者と契約を締結する。

- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び国際単位系(SI)による。

- (3) 事業実施提案書の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- (4) 事業実施提案書は、返却しない。

- (5) 提出された事業実施提案書は、提出者の選定及び事業実施提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

- (6) 事業実施提案書作成のために町から受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。

- (7) 提案者が1者のみの場合においても、審査において最高総得点の6割以上を獲得した場合に、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (8) 本提案公募参加表明において、やむを得ない事情により、本公募を辞退する必要がある場合は、辞退届に辞退理由を明記し、町に提出すること。
- (9) 本業務により得られた成果や発生した著作権等は、土庄町に帰属する。

14. 問い合わせ先

〒761-4192

香川県小豆郡土庄町淵崎甲 1400 番地 2

担当部署及び担当者：土庄町農林水産課 笠井、渥美

TEL：0879-62-7007

FAX：0879-62-2400

Mail：nousui@town.tonosho.lg.jp